

## 第411回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和4年2月10日（木）午後1時30分～同3時36分  
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室  
山形県水産研究所 （オンライン）

### 2 報告事項

- (1) 令和3年度ハタハタ遊漁の結果について
- (2) 火光利用による一本釣漁業の委員会指示の県公報登載等について
- (3) 令和3年度新潟・山形・秋田3海区連絡協議会における照会事項の回答について
- (4) 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））の令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- (5) 定置漁業権にかかる資源管理の状況等の報告について
- (6) その他

### 3 議事

#### 第1号議案

あわび・なまこ漁業（素潜り）の公示について（諮問）

#### 第2号議案

小型いか釣り漁業の公示について（諮問）

#### 第3号議案

第二種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域に係る委員会指示の発動について

### 4 出席者

#### 山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄

会長代理 池田 亀五郎

委員 鈴木 重作、本間 和憲、樋口 恵佳、佐藤 一道、伊原 光臣、  
佐藤 栄一

山形県漁業協同組合総務部指導課

指導専門員

小笠原 健

山形県農林水産部水産振興課

水産行政主査

渡邊 洋子

山形県水産研究所

所長

阿部 信彦

山形県庄内総合支庁水産振興課

課長

加賀山 祐

月峯船長

菅原 雅直

機関長

齋藤 勝三

山形海区漁業調整委員会事務局

漁業調整主査

佐藤 由夏

海区漁業調整主査

大川 恵子

5 傍聴者

なし

6 審議の概要

事務局 これより第411回山形海区漁業調整委員会を開会します。初めに会長より御挨拶をお願いします。

会長 皆さん、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。山形県内のコロナ感染者のうち、常に過半数を庄内が占めるという非常に嫌な状況がだいぶ続きましたけれども、ようやくひどい状況が少し落ち着いてきたのかなということで、今は何となく全県に均一に感染者がいるような状況のようです。まだまだ予断を許さないといふか、今既に第7波、第8波くらいまで予測をしているところもあるようで、感染対策はまだまだ続くようですし、コロナ問題もまだ長引きそうな嫌な感じです。特に水産物の値段等についてもいろんな影響が出ていますし、国際情勢の関係で石油製品の値段上がったままということで、漁業にとっては非常に厳しい状況、その上で、平成3年度は山形県漁協の水揚げ状況を見ても非常に厳しい数字が出ているということです。そういうことを踏まえて我々委員会、より一層いろんな問題に取り組んでいかなくてはいけないのじゃないかなというふうに思いを新たにした次第であります。今日は結構、報告事項も含めて件数がありますけれども、限られた時間内に効率よく議論して議事を進めていければと思いますし、皆さんについては、その点についての御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございました。次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により、会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。会長、指名をお願いいたします。

会長 はい、本日の委員会の議事録署名委員ですが、鈴木委員と佐藤一道委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、このお二方にお願いしたいと思います。

事務局 はい、では、報告及び議事の前に配布資料の確認をさせていただきたいと思います。(配布資料の確認を行った) それでは、会長に進行をお願いいたします。

議長 はい、それでは次第に従いまして進めていきたいと思います。まず、最初の報告事項、令和3年度ハタハタ遊漁の結果等について、これにつきまして、事務局の方から報告をお願いします。

事務局 報告の1の資料を御覧ください。ハタハタ採捕規制にかかる委員会指示につきましては、1に記載の通り、9月に開催された委員会におきまして例年の内容で発動が決議

されました。それにかかる広報・周知活動・巡回指導につきましては、2に記載しましたとおり、10月には県公報への登載を行うとともに、釣り場への看板設置、水産関係機関や釣具店に対し協力依頼やポスターの配布を実施しました。また、12月中旬から下旬にかけて酒田北港の水路を中心に巡回指導を実施しました。

遊漁の状況を3に記載しておりますが、今期はハタハタが釣れている状況は確認されませんでした。現場では、何とか釣れないものかとトライする人は何人か見受けられましたが、全く釣れていませんでした。そういうた釣れない状況の中で、試しにきたという遊漁者数で総数約40人と推定しております。

4に漁業や資源の状況を記載しておりますが、12月の漁業による漁獲量は5.8トンでした。これは、前年比24%、平年比で9%であり、非常に低い数字となっています。

日本海北部系群のハタハタ資源は令和3年度の資源評価によると、資源水準は低位・動向は横ばいとなっています。

5には委員会指示、漁業調整規則違反等について記載しておりますが、ほとんど釣り人もいないような状況で釣れてもいませんでしたので、巡回指導も延べて6日間と例年よりかなり少ない日数となりました。そもそも釣りがあまりありませんでしたので、違反の現認や苦情等もなく、にぎわうことなく静かにシーズンが終わりました。

以上、御報告とさせていただきます。

議長 はい、ありがとうございます。ただいまの事務局の報告につきまして、皆さんから何か質問、御意見等ありましたらお願ひいたします。一道委員、発言をお願いいたします。

佐藤一道委員 資源評価のところですが、中位横ばいといったのですか、それとも低位横ばいですか、どちらでしょうか。

事務局 低位横ばいです。

佐藤一道委員 はい、わかりました。

議長 よろしいですか。他には何かありませんか。

議長 私の方からちょっと一言ですけれども、どうも、国の方のこの資源評価は、おおむねこの10年間くらい、推定資源量は横ばいというふうな見方をしているようです。でもまあ、山形県に関してみると、きれいな線にはなってませんけれども、漁獲量にしても、釣獲量にしても、やはり次第にこの10年間、減っているように見えて、これから率直な意見としては、どう考えても資源量が減っているのじゃないかというふうに私なんかは感じるのですけれども、なぜかかたくなに国の方はこの10年間くらいは、資源量は横ばいだというようなことを言っています。それで、実は広域漁業調整委員会の日本海北部会の方でこのハタハタの資源量の問題が出まして、どうも、国は資源量の推定に要するにこのくらい資源があって、漁業でこれだけ獲っているのだから、これだけしか獲っていないので減るはずがないと、いうような計算をしているようなのですけれども、そこで釣りで採っている量を計算に入れているのですかという質問をしたところ、入れていなといいう回答がありました、じゃあ、もしそれが漁業の量に対して10パーセントという結構大きな数字だったら、推定資源量の計算がそもそも間違っていることになるのではないかと、いうような質問をしたらですね、ちょっとそれは大変だみたいなことに

なりまして、議長の田中先生が、水産関係の大学の先生ですけど、その辺は1回見直したらどうかというふうな話が昨年の秋の会議がありました。で、私の率直な気持ちとしてなんか減っているのじゃないかなという気がするのですが、実際日々漁業をやっている方が一番肌で、実感で感じておられると思うのですよね。まずは池田委員に伺いたいのですが、この10年間を振り返って、要するに山形県沖という限定で、ハタハタというのは横ばいという実感ですか、減っているという実感ですか。御感想を伺いたいのですけど。

池田会長代理 まあ、減っているというのが、正解だと思いますけれども。ただ、ハタハタは昔は庄内浜一円にいたものが、スポット的に獲れるところと獲れないところとこれが、年開けてからの状況で、12月のものも秋田でも象潟前は皆無で、金浦前が獲れて、船川が獲れない、山形県も一円ダメで、やっぱりスポット的に去年、一昨年あたりから、水温の関係か何かはわからないけれども、ポツポツと出てくるような傾向が強くなってきている感じがします。

議長 ありがとうございます。あと、水産研究所の方で分かれば教えていただきたいですが、今回酒田北港のあたりは、どうもハタハタの来遊はなかったようなのですが、山形県全体の沿岸では、どこかハタハタの産卵のために接岸したという場所はあるのですかね。それはお分かりですか。例えば、鼠ヶ関はいたよとか、由良はいたよとか、そういう話はあるのでしょうか。

阿部所長 山形県全体でハタハタの産卵があったかというのはわからないのですけれども、今年の接岸状況から見て、非常に接岸した群れが小さかったと、で、普通のパターンでは男鹿半島に接岸した後に、北は青森の方、南は山形の方に徐々に徐々に下っていくのがパターンなのですけれども、釣りでも金浦あたりまでしか釣り人がいなかつたということなので、伊原委員詳しいか知りませんが、北部の遊佐あたりの海岸でもあまり産卵のために寄ったということはなかったのではないかなどと思いますし、女鹿の定置でも、ほとんど漁獲がなかったという状況がございました。以上です。

議長 ありがとうございます。もう一つ伺いたいのですが、接岸しなかつたということは、ハタハタの大部分が沖で産卵したということになるのですか、その辺お分かりですか。

阿部所長 秋田からの報告で、沖の底びき網にハタハタの産卵したブリコがかかつたというような情報は確かにございましたが、それは、沖で産むというよりは、接岸できなくて沖で放卵してしまったということなのだろうと思いますが、産卵した群れ自体が小さいということは先ほど池田会長代理もおっしゃったとおり、資源的に少なくて、群れが大きな群れではなくてポイントポイント、スポット的な群れしかいないと。まず、資源量が減っているというのが、接岸群が少ない大きな理由だと思います。

議長 こういった研究経過ないのかもしれません、万一、沖で産卵した場合は孵化できるのですか。

阿部所長 はい、ハタハタの孵化に適した水温は8度から10度くらいの水温だと言われています、5度以下では発育しないというようなことが秋田から報告されています。なので、あまり低水温では卵の発達もよくないと思いますし、仮に生まれたとしても、適し

たプランクトン等の餌もあるのかどうかも不明ですし、本来の産卵域である沿岸の藻場で産むのが当然ハタハタにとっては良好な状態だと思います。

議長 産卵が少ない、孵化も少ないということで、これ、今後の資源量というか、釣獲も漁獲もかなり厳しいものがこれから続していく可能性が高いということになるのでしょうか。どうでしょうかね、水研の方では。

阿部所長 はい、当県でもハタハタの稚魚の調査、毎年どのくらい生まれているかというのをやっておりまして、それは近年非常に少ない状況が続いております。それは、秋田県もだいたい同じような状況です。最近、ハタハタが仮に産んだとしても稚魚の生き残りもよくないという状況が数年続けて見られております。

議長 この調子でいくと、秋田県は過去に2回あるのですかね、全面的な禁漁の期間がね。そういうことが必要になってくるのかなという気もするし、山形県の場合には釣りで採られる量も多いので、もし今後漁業者に対して何らかの規制を加えていくのであれば、釣り人に対しても、釣り人の採る量の割合が山形県は結構大きいですから、釣り人と両面で規制をかけていかないとハタハタ増えないとじゃないかなという感じがするのですけどね。その点について、皆さん何か御意見ありますか。

池田会長代理 ここ2、3年、自分でやってみて、海の変化というか、ハタハタの獲れないところは、海に潜ったわけではないけれど、入ってくる魚が夜に入るような状態のものが多い。そういうものが入ってくるところは、全体的に見てもハタハタが少ない。去年あたりの県境のあたりからずっと象潟前までは、どこを曳いても、カレイ類とか捨てるものが多く入ってくる、そういうところはやはりハタハタが全然つけなかった。金浦沖の獲れたところはやっぱりハタハタ一色で、そういうカレイ類や捨てるものはほとんど入っていない。それで、その北側に行けば、ハタハタが入らないところに行けば、カレイ類が入っている。そういう地形ばかりではなく、海の底が昔から変わってきたのではないかというのが、この2、3年頭にあるので、それがハタハタのつくところ、獲れるところ、そういうのが変わってきているのではないかと自分としては思っているのだけども、試験場としてそのへん何かありますか。

阿部所長 海底の状況は漁業者の方々からいろいろ話は聞いて、ネロネロするようなものがかかるてくるとか、前は網が引っかからなかつた場所で、網が切れるような障害物が出てきたとか、様々聞いておりまして、その都度最上丸でも調査しているわけですが、やはりその表層の、中層のサワラとかトラフグが温暖化によりこのへんも漁場になってきたわけですが、海底の方にすむタラとかハタハタなどもやはり海水温の影響を受けて、段々暖かいところの魚類に代わってきつつある可能性もあるのかなというふうに思っているところです。

議長 ハタハタも生息に適さない海域が増えるということなのかもわからない、また違った意味で深刻な問題だと思うのですけれども、なかなか難しい問題ですね。すみません、今日はこれは報告事項なので、そういう問題点があるということで皆さん問題意識として共有していければなあというふうに思いましたので、ちょっと議論をさせていただきました。では、一番目のこのハタハタに関する報告事項はまずよろしいですね、皆さん。

一同 はい。

議長 では次の報告事項の2に進みたいと思います。火光利用による一本釣り漁業の委員会指示の県公報登載等について、これにつきましても、事務局の方より御説明をお願いいたします。

事務局 報告の2の資料を御覧ください。12月に開催された委員会におきまして、例年通りの内容での発動について決議されました火光利用による一本釣り漁業の制限につきまして、12月14日発行の県公報に搭載されましたのでご報告いたします。このほか、県漁協等漁業者団体、秋田県及び新潟県の行政及び漁業調整委員会、遊漁者団体や海上保安庁への周知、ホームページでの掲載などを行っております。

一方、前回の委員会でお話しさせていただきましたとおり、山形県小型いか釣漁業協議会からケンサキイカ操業に関する県の許可制度や委員会指示に対するご意見・ご要望がありました。県としてどのように規制の整理をしていくかということになりますので、まず、いか釣り以外の漁業者の御意見をお聞きした上で調整していくこととし、現在その準備を進めています。御報告は以上です。

議長 はい、ありがとうございます。そもそも指示の内容につきましては、従来通りのものをまた1年間踏襲したことになるわけですね。これにつきまして、皆さん何か御質問御意見等ありましたらお願ひします。

一同 (特になし)

議長 特にありませんかね。はい、では報告事項2番目については了解ということで次に進めさせていただきたいと思います。

次に、報告事項の3番目ですけれども、令和3年度新潟、山形、秋田3海区連絡協議会における照会事項に対する回答についてということで、これは書面で行われたわけですけれども、これについても事務局の方より説明をお願いいたします。

事務局 報告の3の資料を御覧ください。新潟・山形・秋田3海区連絡協議会につきましては、コロナ禍のため、昨年に引き続き対面での協議会開催を断念しましたが、照会事項にかかる各海区の回答が当番の秋田海区でとりまとめられましたので、その御報告となります。

当海区からの回答については、昨年9月に行われた第409回委員会で協議いただきましたが、照会事項は5つありましたので、本日はかいつまんでお話しさせていただければと思います。

1としまして、新潟海区から出された遊漁者に対する規制等の調整については、委員会指示等による遊漁の規制とその調整方法、遊漁者に対する操業規制の協議方法についての照会で、新潟県では遊漁者側の団体等がないため、協議の場を持つこともできないので、今後の調整の参考にしたいとのことでした。秋田海区の回答では、秋田県ではまき餌禁止の時期と区域を制限した委員会指示があり、遊漁者や釣り団体等を参考し意見交換を行って調整した経緯があるとの回答でした。また、秋田県では海面利用協議会は組織していないとのことでした。

2としまして、新潟海区から出された漁場基点等の緯度経度標記について、では、令

和5年の漁業権更新を迎えるにあたり、漁場基点や漁場区域などを緯度経度標記に改めることを検討するよう水産庁が求めているということで、緯度経度標記における取組状況や測定方法などにかかる照会でした。新潟県でも秋田県でも現在、緯度経度標記はしていないとのことでしたが、秋田県では情報収集を進めていて、緯度経度標記自体は業者による詳細なデータまでは不要と考え、市販GPSの実測や沖の点は計算での算出をしているとのことでした。

3としまして、山形海区から出したクロマグロの規制への対応と課題・問題点についてですが、新潟県では定置漁業による漁獲が9割以上を占めており、第4管理期間から全ての大型定置経営体と沿海漁協で漁業者間協定を締結し、漁獲管理を行っていること、実績比率で協定参加団体ごとに漁獲枠を配分し、団体同士の融通も可能な制度にしているとのことでした。クロマグロの来遊状況は毎年異なるため、漁獲枠の融通を積極的に行っているということですが、他の団体との融通協議がうまく進められない団体もあったため、県が融通の仲介をして枠の調整をして消化率向上を目指しているとのことでした。

また、秋田県では、当初配分については、過去の実績に応じて漁船漁業等と定置網漁業に比率配分をして、やはり実績により漁協及び地区別に数量を配分している、とのことです。国から追加配分があった場合は、漁業者と協議し、前年度の消化率や融通実績などを考慮した配分としているものの、過去の実績ということで一部の地区に配分が偏り、他の地区から不満が出ている状況、県内の融通は当事者間の協議により可能であるものの、どこも枠を確保しておきたいため、自主的な融通は行われていない状況とのことでした。

4としまして、山形海区から出したスピアフィッシングの実施状況と規制の現状についてですが、新潟県、秋田県とも漁業調整規則により「やす」の使用は認められており、水産庁の見解のとおり指導してきているとのことです。また、両県とも船を使用したやすについては制限しておりません。新潟県でも漁業者と遊漁者のトラブルになる事例はあり、漁業者側に誤解がある場合には漁協を通じて説明を行うなどの対応をしているとのことでした。秋田県では形状の聞き取りだけでは禁止漁具か否かの判断が難しい問い合わせも増えているそうです。

5としまして、秋田海区から出された洋上風力発電建設に係る海区漁業調整委員会のかかわりと漁業振興策について、ですが、秋田海区、新潟海区とも、委員会では情報共有を図っているが、協議は行っていないとのことです。

漁業振興策については、秋田県では、漁協からアイデアはあるが、決定事項とはなっていないこと、振興策は基金対応となり、市町の管理と考えているため県は関与していない状況とのことです。新潟県においては、村上市・胎内市沖地域が令和3年9月に「有望な区域」に選定されたところで、振興策については今後設置される協議会において協議されるもので、具体的な内容は未定とのことです。

簡単な紹介にとどまりましたが、ご報告は以上です。

議長 はい、ありがとうございます。今年度も3海区連絡協議会は対面なしで書面による回答ということになりました、3県で議論する場が昨年度も取れなかつたわけですが、そんな中で書面による照会・回答ということをしてきました。これにつきまして、皆さん何か御質問、御意見等ありましたらお願ひします。

一同 (特になし)

議長 来年度の当番県は新潟でしたか。

事務局 そうです、新潟です。

議長 この雰囲気だと、令和4年度も何となくまた書面による会議になりそうな雰囲気で残念なのですが、まあ、来年は山形がまた当番なので、もしかすると来年あたりは3県が集まって会議ということが可能になるのかもしれませんけれども。ちょっとかかりそうですね、この3県は。それはそれとして、今のいくつかの問題についての各県の回答とか、そういう問題について皆さんの方から特に御質問、御意見等ありませんか。

一同 (特になし)

議長 ではないようですので、この報告につきましては、では了解ということで、次に、進めさせていただきたいと思います。報告事項の4番目、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））の令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてということで、これにつきましては、庄内総合支庁水産振興課の方から御報告をお願いいたします。

大川主査 はい。報告4の資料を御覧下さい。クロマグロの小型魚につきまして、今回、本県の漁獲可能量の配分が増加しましたので、それについて御報告させていただきます。

クロマグロについては、国の融通という制度により、譲ってもよいとする県などから譲り受けたいとする県などに漁獲可能量を譲り渡すことができます。また、小型魚と大型魚の交換も要望が合えば実施可能となっています。この融通により国全体として漁獲可能量を有効活用し、消化率を上げていくことを目的としています。

山形県では小型魚、大型魚とも譲ってほしいという要望を出しておりました。このたび、大中型まき網漁業（大臣管理漁業）の方から都道府県の方に小型魚の一部を譲り渡してもよいということになり、要望していた10の道府県に配分となり、山形県では1.5トン小型魚を譲り受ける結果となりました。

追加配分については、あらかじめ山形県くろまぐろ漁船漁業の区分に配分する、というルールで年度初めに委員会にお諮りしておりましたので、国からの追加配分の通知後速やかに、くろまぐろ小型魚の都道府県別漁獲可能量を181,100kg、山形県くろまぐろ漁船漁業に配分する数量を17,900kgと変更しました。

御報告は以上になりますが、クロマグロの融通については農林水産部水産振興課が担当しておりますが、本日担当者不在のため、融通に係るご質問等ありましたが、後の回答とさせていただく旨担当課より連絡ありましたので、この場で御意見・御質問ありましたら、大変申し訳ありませんが、一旦お受けするのみとさせていただき、後日改めて回答をさせていただきますので、ご不便おかけしますが御了承いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございました。ということで、質問等につきましては、回答は次回ということになりますけれども、この事項につきまして、皆さんから質問、御意見等ありましたらお願ひいたします。

一同 (特になし)

議長 ございませんか。ないようでしたら、この件につきましては了解ということで、次に

進めさせていただきたいと思います。

議長 次は、報告事項の5番、定置漁業権にかかる資源管理の状況等の報告について、これにつきましては、県の農林水産部水産振興課の方から御報告をお願いします。

渡邊主査 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について、報告いたします。資料は、報告一5になります。

漁業法第90条により、漁業権者は、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況などを、1年に1回以上知事に報告しなければならないこととなっており、知事は報告を受けた事項について、海区漁業調整委員会に対し報告をするものとされております。このたび、定置漁業権者である佐藤朝雄氏より、資源管理の状況等の報告がありましたので、報告いたします。

資源管理の状況等の報告書をご覧ください。佐藤朝雄氏の定置漁業の漁業時期は4月から12月までで、今回の報告の対象期間は、令和3年4月1日から令和3年12月31日までとなっております。1の資源管理に関する取組の実施状況は、資源管理計画のとおり実施ということで、公的規制を遵守することに加え、小型魚の保護などにも取り組んでいます。2の操業日数及び漁獲量その他の漁場の活用の状況については、漁獲量等は別途水産研究所へデータで報告されており、水産研究所からまとめてもらったデータが、次のページの資料「資源管理の状況等の報告に係るデータ」になります。漁獲量については、主要な魚種を提示しています。7月8月9月については、夏季は魚が入らないため例年網をあげて休業しているということで、操業日数及び漁獲量0となっています。以上の内容から、当該定置漁業権者は、漁場を活用し、漁業権行使していると認められますので、報告いたします。

議長 はい、ありがとうございます。今の報告につきまして、皆さんから何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

一同 (特になし)

議長 私の方から一つ。もしわかれれば結構なのですが、この5月6月の漁獲量の内訳があるのですが、その他のところで、結構の量が揚がっているのですが、これは、いろんなものがあるのかもしれませんけれども、この中で比較的資源価値のあるような商品価値のあるようなものがあったか御紹介いただければと思うのですが、この5、6月のその他にはどんなものが入っているかわかりますか。5月6月のその他のところにけんさきいかは入っているのですか、わかりますか。

渡邊主査 すみません、報告もらったデータの詳しいものを見ればわかるのですが、今ちょっとここでわからなくて申し訳ありません。

議長 いえ、それでしたら結構です。皆さんから何かありますか。ありませんか。

一同 (特になし)

議長 ないようでしたら、この件につきましても内容了解ということで、次に、移らせていただきたいと思います。

議長 報告事項につきまして、まず1から5まで終わりましたが、委員の皆さんの方からその他の報告することがありましたらお出しいただきたいと思いますが、何かありますでしょうか。

一同 (特になし)

議長 ございませんか。事務局の方からその他報告事項ありますか、特にありませんか。

事務局 はい。

議長 では、報告事項につきましては、その他としては特に委員の方からも事務局の方からもないということですので、4番の報告事項につきましてはこれで終了とさせていただきたいと思います。

### 議事

#### 第1号議案 あわび・なまこ漁業（素潜り）の公示について（諮問）

議長 続きまして5の議事の方に移りたいと思います。本日3つの議案があります。まず第1号議案、あわび・なまこ漁業（素潜り）の公示についてということで、これは諮問案件となっております。これにつきましては、最初に庄内総合支庁水産振興課から諮問文の説明をお願いいたします。

加賀山課長 それでは資料1の方の資料を御覧ください。資料1の方の本文の方から読ませていただきます。（諮問文を読み上げる）詳しくは担当の方から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

佐藤主査 はい、それでは担当の方から御説明いたします。あわび・なまこ漁業（素潜り）については、酒田港周辺においての漁業権の無い区域について昨年度新設された漁業になります。

制限措置として、許可の内容については1(1)のとおりとなります。許可又は認可をすべき船舶等の数については、事前に漁協から希望数を聞いており10隻としています。一番右の漁業を営む者の資格については、1は住所要件、2はYM要件としており現在と同じです。申請すべき期間は、2月17日から3月17日までとし県HPで公示を行います。今回の1(3)備考イに条件として記載している、（ア）「港則法が適用される区域で操業する場合は、事前に酒田港長の作業許可を受けなければならない」については、前回は制限措置の表の「漁業を営む者の資格」に記載しておりましたが、条件のほうに変更しております。（3）備考については、アに記載する有効期間は現行と同じく規則どおり1年間です。イに記載する条件について、知事許可の申請とは別に、港則法が適用される区域での操業の場合は、酒田港長である酒田海上保安部から作業許可を受けなければならないこととなっています。前回は、制限措置の資格に入れていましたが、知事許可の申請期限までに海保の作業許可が間に合わない可能性もあることを考慮し、今回から条件に記載し、操業の前には、作業許可を受けていることということで記載しました。他条件は前回と同じです。

裏面のウの許可の基準については、申請時点において、山形県知事から「あわび・な

まこ（素潜り）」の許可を受けている者として、実績要件を優先順位として定めています。

諮問を行う制限措置、申請期間、許可の規準についての説明は以上になります。よろしくお願ひします。

議長 はい、ただいまの説明につきまして、皆様から質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

一同 （特になし）

議長 皆さんよろしいでしょうか。私の方から1点よろしいでしょうか。これは港則法適用される区域というのは、いわゆる右舷灯浮標、左舷灯浮標の浮標と浮標の間ってことでしたか。

佐藤主査 いわゆる港湾区域の部分になります。

議長 灯浮標の航路の中だけということですか。それともそれ以外も入るのでしょうか。私ちょっとその辺がよくわからないのですが。

佐藤主査 航路以外の部分も入ります。

議長 それはどうやって知ろうとすればわかるのですか、範囲が。この港則法が適用される区域というのは、今の操業区域の中のどの部分かというものは、地図みたいなものがあるわけではない？

佐藤主査 範囲の方は、海図に酒田港の円で囲まれています。港湾事務所のパンフレットなどでも記載がされていますので。

議長 これ、漁師さんはだいたいわかっているということでおろしいのですか。

佐藤主査 操業区域につきましては、図面の方も配っておりますので、どこが区域かというの図で示しております。

議長 港則法の適用範囲も配っている図面に入っているのですか。

佐藤主査 入っています。

議長 そうですか。じゃあ結構です、わかりました。では、特に皆さんから意見とかありますか。

一同 （特になし）

議長 なければ、この案で妥当であるということで回答をしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 ではそのように回答するようしたいと思います。

### 第2号議案 小型いか釣り漁業の公示について（諮問）

議長 続きまして、第2号議案、小型いか釣り漁業の公示についてということで、これも諮問案件になります。これにつきましても、庄内総合支庁水産振興課の方から御説明をお願いいたします。

加賀山課長 それでは、資料2の方を御覧ください。（諮問文を読む）詳しくは担当の方から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

佐藤主査 こちらの諮問は、小型いか釣り漁業のうち県外船についての公示になります。県外船は、県内船と異なり1年ごと新規許可の扱いですので毎年この時期に諮問が必要となります。制限措置の表中については、前回と変更はございません。右から2つ目の欄の許可又は認可をすべき船舶等の数については、事前に各道県には、こちらで希望隻数の調査を行っており、希望隻数程度の陸揚港の受け入れは可能ということで、県漁協と調整したうえでこのように「申請のあった隻数」としています。予定隻数としては、250隻程度としてみております。一番右にある漁業を営む者の資格としては、住所要件及び陸揚港の確保を行った者であることの要件を満たす者としております。ただし陸揚港の確保の要件は、秋田県、新潟県の隣県を除いております。

裏面の（2）申請すべき期間は2月25日から3月25日まで、1ヶ月の申請期間を設けています。

（3）備考アにある有効期間は、従前どおり県外船は1年単位としています。

また、条件は諮問対象外ですが、これまでどおりの条件としています。

一点、内容的には変更ないのですが表記につき修正したい点がございますのでお手数ですが追記願います。操業区域につき別記に記載しておりますが、操業区域の後に（世界測地系表記）と追記願いたいことと、操業区域の文面中、2行目の最後「真方位西5海里」と記載しているところを「真方位西5海里の点」と修正、同じく3行目の「真方位北西5海里」も「真方位北西5海里の点」と修正願います。会長よりご指摘いただきました。

こちらの小型いか釣り県外船についても、県のホームページにおいて公示を行うこととしております。

説明は以上となります。よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。今の説明につきまして、皆さんの方から何か御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

一同 （特になし）

議長 皆さん特にございませんか。それでは、この答申として、異議なしということで回答してよろしいでしょうか。

一同 （異議なし）

議長 はい、ではそのようにさせていただきたいと思います。

### 第3号議案 第一種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域にかかる委員会指示の発動について

議長 続きまして、3号議案に移らせていただきたいと思います。3号議案、第一種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域にかかる委員会指示の発動についてということで、これにつきましては事務局の方より説明をお願いいたします。

事務局 はい、資料の3をご覧ください。小型定置漁業の保護区域にかかる委員会指示の発動についてでございます。この委員会指示につきましては、もともとは昭和58年からの発動から始まり、途中、発動の有効期間や文言を整理しながら継続して発動してきているものです。

この委員会指示につきましては、発動の決定後、漁業者団体、遊漁船業者団体、遊漁者団体などへの通知や、釣具店で定置の形状や設置場所等についての啓発リーフレットの配布などを行い、周知に努めているところでございます。

一方、近年、コロナ禍のためアウトドアレジャーが人気で、ミニボートでの遊漁なども増加している状況となっています。以前はある程度海を知っている人がミニボートで遊ぶことが多かったようですが、最近では海のルールや危険性を知らずに始める人が増えている印象があります。特に、堅苔沢の小型定置の付近はアクセスがよく、定置へ接触するミニボートが多くなっていると漁業者からお聞きしております。定置網がそこにあることを知らなかつたり、保護区域が設定されていることを知らないミニボートが非常に多くなっているようです。定置への接触などで漁具被害や事故の発生などの問題が懸念されますので、接触の多い堅苔沢付近に啓発の看板を設置しようと現在準備を進めているところでございます。

そういう状況もありますので、定置漁業者から引き続き保護区域の委員会指示は必要とのお話を聞きました。

今回、年度末で現行の指示の期限が切れることから、同様の内容で継続して委員会指示を発動してはいかがかということでお諮りするものでございます。御審議どうぞよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、皆さんの方から質問、御意見等ありましたらお願ひします。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員 今、事務局の方からも説明があったのですが、去年あたりで3回ほど定置の上を乗りきって遊んでいたのかどうか、上にいたと。あと、30回ほど、定置の周囲で遊んでいたので注意をしたと、そういう現状を踏まえて、今リーフレットなり、看板を立てるのも必要ですけど、いいことですけど、同時に、何らかの罰則を設けるくらいの動きをしてはどうかと思うのですが、いかがですか。

議長 定置の上を通ったというのは、ミニボートですか、それとも普通の船ですか。

鈴木委員 ミニボートのようでした。

議長 いわゆる普通のプレジャーボートとは違う形態の船ということですね。

鈴木委員 はい。

議長 すると、鶴岡安協とか酒田安協とか、安協に属していない船なので、なかなかどこの船かということがまずわかりにくいくらいですね。

鈴木委員 安協には入っていないと思います。実際、他県の車が堅苦沢漁港の周辺に多いということを言われて、わからないがゆえにやっているかもしれないし、知っていてもそれがスルーされているのかもしれない。ですから、海はみんなのもので、みんなが使ってもいいのですが、知らないあるいは悪意ではないにしろ、そういう人が現実としてあり、今後、事故、トラブル等が相当懸念されている現状であるなら、まあ周知は絶対必要ですけど、そこに何らかの罰則という言葉がいいのかどうかわからないんですけど、いつも言うように、アメとムチをうまく使い分けてみんなでルールを守って海を使う考え方はどうかなと思って、であるなら、国が動かなければ山形県でいつも言いますが、条例でも作って、そこに何らかの強い規制をかけるということはどうでしょうかと思いま

す。

議長 まあ、必要なのは現場を押さえてその場で直ちに注意というようなことはいいでしょうけれども、ただ、現場を押さえるということ自体、月峯が常に脇にいるということは不可能ですから、ちょっと難しい気もするのですよね。この点について、何か皆さん委員の方から御意見、アイディアとかありますか。あるいは、水産振興課なり月峯の方で案とかお考えがあれば御紹介をいただきたいと思うのですが。ただ、定置の上を常時監視というわけにはいかないですものね。

鈴木委員 犯人を捕まえろというわけではないのです。要は規則に拘束力を持たせるという意味で、そういう罰則を設けるという方法でないと、なかなか規制が難しいという現状を踏まえての話です。

佐藤一道委員 鈴木委員が言われるような罰則というのも念頭に考えていいかなと思ったのは、やはり堅苦沢漁港のアプローチがよろしいというのは、あそこはダイビングスポットでもあるので、夏になると毎日のように来ますが、やはり目に見えて増えています。質問しようとしたのはトラブルがなかったのかということなのですが、実際30回くらいもあって注意もしたと考えると、今の事務局の方で用意している看板等の周知活動ですけれども、まあこれは今準備しているものよりも、もっと積極的な策、若しくは看板の数を増やすとか、注意喚起する配布件数を増やすとか、とにかくできることから先にやっていかないと去年よりも今年、今年よりも来年という形で増えていくのではないかという心配をしています。それにしてもいきなり罰則ということではないけれども、鈴木委員の言っているような、まず1つの案としてみんなで海をうまく使っていけるようなルール整備をできたらいいのではないかということだと思うので、まずはできることからやっていってはいかがかなと思います。端的には、今の準備している体制ももっと強度を上げて周知活用をしなければトラブルに発展するのではないかという心配をしています。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。樋口委員どうぞ。

樋口委員 法律の建付けについて質問があるので、この第二種共同漁業に関連する保

護水面の指示というのは漁業法に基づいているものですね。水産資源保護法とか、他の生物資源保護等の話ではなくて、漁業法の。

議長 はい、これは漁業法から海区が授権を受けまして、漁業法の根拠に基づいて海区が発動しているというものになります。資源保護法は関係ありません。

樋口委員 これが委員会指示なのですね。

議長 はい、これ委員会指示です。

樋口委員 なるほど、じゃ例えばですね、この委員会指示の中に、罰則ではないですけれども、何らかの措置をとるぞみたいなことを書き込むことは可能、一応法的な建付けとしては可能なのでしょうかね。

議長 委員会指示の違反行為に対して罰則を定めることは可能です。

樋口委員 ありがとうございます。

議長 ただ、例があるかというとあまり多くはないかとは思いますけれども、基本的には可能なことは可能です。

樋口委員 はい、ありがとうございました。可能ならやってもいいと思いますね。

議長 ただ、おそらく今問題になっている人というのは、小型定置があることをわからないで通過するとか、そういうケースが多いということですかね。まあ、船もミニボートとかゴムボートとかということになると、地元の安協に所属しているプレジャーボートじゃないということになるのですかね。つまり組織化されていない人たちなので、いろんな情報をもっていない人たちなんでしょうね。特に県外から来る人だと、全くそういった情報なしで来る人なので、漁業を妨害しようとか、故意犯でやっている人ではないと思うのですけれども、まあ、どっちかと言えば、過失行為に近いものに対して、罰則で臨むというのはちょっと問題があるのですよね。例えば、日本の法律をみても、過失器物損壊罪ってないのですよ。

樋口委員 はい、例えば迷惑防止条例のような形ですね、例えば刑法範囲が損害賠償の範囲内にせずともある程度の行為準則として何かを残しておくということはいろいろ出されているとは思うところ、今の委員会指示の2番にですね、確かに保護区域内で魚道を遮断したり魚群を散逸せしめる行為をしてはならないとあるのですが、例えばここに、例えばゴムボートで保護区に立ち入ったりとか、そういうことを具体的に書いたり、そうした場合、こういう措置をとるよ、みたいなことを書いてもいいとは思うのですけれども、もちろんその実効性を高めるために看板をやったりしていくことも必要ですけれども、そのくらいちょっと迷惑をしているよというのをこちらからメッセージとして伝えるのもありますね。

議長 今の迷惑な行為の類型によるのですけれども、さっきも言ったように、いわゆる故意犯というものであれば罰則は有効だと思うのですが、そもそも知らない、間違ってやつ

ているということになると、委員会指示に罰則を設けるよりも、効力があるのは周知徹底の広報、さっき言ったように、来ている船がミニボートとかゴムボートなどいわゆる船団体による組織化がされていない人たちの船のことならやはり現場での広報が一番有効だと思うのですね。皆さんよそから航行してくるのではなくて、岸から船を海に降ろしてそこから乗り出すというふうな人たちだと思うので、主だった船を海に降ろしてそこから出かけるという場所に数多くわかりやすい掲示物を揚げるとかですね、それが私はたぶん一番有効なのではないかなと。罰則を例えれば委員会指示につけると、さっき言ったように故意犯ではないようなので、それによる効果は薄いのではないかというふうに私は思いますけれども、皆さんの御意見はどうでしょうか。

樋口委員 例えば看板に、ここでこういうことをするとこういうことになるよということを書いた方がわりと効力があるような気がするのですけれど。ここに無断駐車してはなりません、よりも、駐車したら罰金5万円いただきます、の方が効力ありそうな気がしませんか。

議長 まあ、あれば罰金じゃなくて賠償金なのですけどね。ちなみにあれば実は有効という感じはないのですけれどね。

樋口委員 あれは、書いていた方が従いやすそうですよね。

議長 まあ具体的に漁業者がこういうふうな被害を被りますというようなことを書いておくというのも一つの方法かもしれませんけども。佐藤委員に伺いたいのですが、ミニボートやゴムボートを堅苔沢のあたりから乗り出すという人たちが乗り出す場所は結構決まっているのですか。どこからでも乗り出せるのですか。

佐藤一道委員 港に到着したときしかわからないのですが、ミニボートですと、海水浴場の砂浜の方から運搬していっているようです。その他、マリーナの方まででどうなのかといいうのは、入場制限もあるでしょうから、あまりそういったことはないとは思うのですけれども。あとは、小波渡の方から遠征するということはないのでしょうか。小波渡の方でも割とミニボートが手配していると思うのですが、そのへんは鈴木重作委員、わかりますか。

鈴木委員 去年、1例あります、一応注意はしました。それと、一道さんが言われたように、堅苔沢の場合は海水浴場の方から出入りし、その出入りが自由で漁場もということで、なんかSNSで発信し、段々それが拡散し、県外からも来るようになった流れがあるということは言ってました。だから、今日何回も言っているが、罰則がいいとか悪いとか、確かに罰則は良くはないと思う、すぐは。周知は絶対必要だし、それが絶対重要であることは否定しませんが、これだけ遊漁者が増えてくるとトラブルがすごい懸念される。だから、周知に拘束力を持たせるための、なんらかの処置、知らしめるために何らかの拘束力が必要ではないか、それが罰則がいいのか何がいいのかわからないが、であるなら、何もこのままでいいのであれば、水産課が今度海水浴場に張り付いて、一人一人に指導するように、それを要望します。

議長 鈴木委員、小型定置の上に船が邪魔していることがよく見受けられるというのは、日曜日に多いですか。

鈴木委員 そこまで確認してないんですけど。口頭で指導しようとして船に近づいていくと、結構逃げるというか、離れるという事例がその他相当あったらしいです。たぶんその辺でやれば何か釣れるという情報でそこに集まるのだろうということは推測ですけど。秋になれば、実際日曜関係なく日々ボートはいます。

議長 なるほど。まあ有効な注意喚起、掲示物、そういうものを県の方でアイデアとかありますか。

佐藤一道委員 その前にいいですか。せつかくなので、アイデアをいくつかと思って発言します。最近、スロープから行くSNSからの拡散ということでしたので、緊急事態とかそういう注意喚起の情報って、割合この豪雪とかですね、交通情報なんてのは、一般の方も見られるので、反対に遊漁者向けのSNSの発信を山形県がやつたらどうかなと思いました。跡えば、今回の議題は定置網周辺での云々ということですけれども、ハタハタ規制にしてもいいわけでしょうし、遊漁者の方が見てもらえるようなSNSのYouTubeとかの動画を作るというのも一案かなと思いました。あと、もう一つ、紙媒体でもいいのですが、最近はいろんな音声器具も進化していますので、スロープで降りるところに近所の迷惑かわからないですけれども、音声をずっと日中流しっぱなしにしてどこからどこまでは近寄っちゃいけないんだよということを延々と流すとかですね。例えば、海の上で聞こえないかもしませんけれども、音声機能を標識のブイにもくっつけちゃうとか、そういうこともできないかなと思いました。あと一点は把握していればですけれども、定置網漁業者の方でのニーズというのが何か、すでに吸い上げてるとは思いますけれども、そこはしっかり聞いて対応されるといいと思います。以上です。

議長 はい。定置の上に集まる人というのはやはり釣りをしているのですかね、ゴムボートやミニボートで。単にただ船を走らせて遊んでいるというわけではないのですかね。それは事情わかりますか。私が行くところは小型定置がないので実態がよくわからないですが、どんな状態なのでしょうか。

事務局 漁業者の方にはだいたい釣りをしているとお聞きしています。

議長 この辺にはないけれども、よく生け簀周りに釣り人が集まることがあるのですよ。そういう情報が流れています。生け簀は餌を撒くので、生け簀の外の魚が集まってくるのです。だから、生け簀の周りで釣りをするというようなことは結構あるのですが、定置の場合は餌を撒いているわけではないので、定置の近くで魚釣りをするメリットがあるのかなど、ピンとこなかったのですけれどもね。やっぱりわからないで釣っているというケースなのですかね、大部分は。定置があるのをわかって釣りする人はいないと思うのですけれども。さっき言ったようにわざとなのか間違いなのかというような話になるのですけど。生け簀の場合はわざとなんだけど、生け簀周りだと生け簀から逃げた魚が釣れるというのがありますから、あれはわざとなんだけど、定置の場合はどうていわざとは思えないのですよね。たぶん、知らないというのが大部分の気がするので、佐藤一道委員がいったような、そういう説明というのは有効なのかなと思ったのですけれども。

事務局 実際ミニボートの方にお聞きしたわけではありませんが、定置の方からお聞きすると、そもそもそこに定置があるというのを知らないというのが一つあると思うという話

はしていました。定置の方の網に行くのはミニボートも危ないので、ミニボートにもいろいろなリスクがかかってくるので、それはミニボートの方も本当は回避しなくてはいけないところだと思うのですが、わからないから来ている人もいるのではないかという話をしていらっしゃいました。なので、堅苔沢の砂浜のところに降りる階段を使ってミニボートをよく降ろして行っているようだという話もお聞きしたので、階段を降りたところに見えるところに看板を置かせてもらうというのが一つと、あとは、もうちょっと離れたところにまた駐車場のようなところがあるので、フェンスというか、ちょうど物を掲げて見えるようにできるところがあるので、そこにも一つ注意喚起のものを置こうというふうに考えております。

議長 ミニボートの人たちというのは、簡単なアンカーか何かをおろしているのですか、どなたかわかりますか。あんまりミニボートの人たちはアンカーおろしている様子はないのですが、北港内は小さいのをおろして、ミニボートを固定して、餌撒いてアジを釣る人がいますけれどもね。小型定置の上で釣っている人はアンカーおろしてないですね。アンカーおろしたらいろいろなものに引っかかってしまいますものね。どうなですかね、実態わからないものですから、どなたか教えていただければと思うのですが、わかりますか。

斎藤機関長 漁業者から何度か話を聞いたのですが、通常だとやはり流れでやっていっているのがだいたい。流れたままそこに入ってきたりもするということがあると。あとは、漁具にそのまま縛って、それをアンカーというか、それを使ってそこで釣りをしているのもあると、いうものもありました。

議長 ミニボートだとボンテンに縛る人がいるのですよね、確かに。

斎藤機関長 なので、一番肝心なところで、お互いに安全上危険があるということで、どこかでは漁具を壊されただけでも補償がすごかつたということなので、何かしらの広報をしましょう、先に周知から始めましょうということで今進めているところです。

議長 なるほどね。さっきも言ったように、安協が組織化されているし、小型定置のパンフレットもずいぶん配っていますから、組織化された安協のメンバーはもう十分知っていると思うのですが、今言ったように、組織化されていない人がまとめて警報的に情報を流すことができないので、佐藤さんからさっきあったように、なんらかのSNSを使って発信するなり、それから今言ったように、ミニボートをおろす人たちが集まる駐車場にそういう掲示物を置くというのが有効かなと思うし、あと、具体的にそういったところに近づくなだけじゃなくて、近づくとこういうふうな被害が発生するよ、罰則が発生するのだよというようなことも書くこともいいだろうし、例えば、委員会指示に書かなくたって当たり前のことなのだけども、過失で漁具を壊した代わりに賠償問題ってあるわけですよね。そういうこともあるから、漁具に被害が出た場合には損害賠償の義務が発生することがありますということを書いておくのがいいかなと思うのですよね。それだったら現状でできますから、そんなふうなことで、まずなるべくミニボートやゴムボートで来る人たちが通るところ、船を通す場所、そういったところに具体的な被害の内容とか損害賠償が発生することがありますよといったことを記載したものをまずは掲示する、あるいはSNSを使って拡散すると、いうようなことからまず始めてはどうかなと私は今の話を聞いて思ったのですけれども。そのへん、皆さん何か御意見があればお聞

きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

まあこれ、実際やるとなると、港湾施設の範囲内になるのでしょうかから、県の方でそういうものを設置するということになるのでしょうかけれども、そのへんを県の方で検討いただくということでいかがでしょうか。これはシーズン的には何月頃から増えてくるのですか。

事務局 春から秋にかけて、夏場が多いとは思いますけれども。

議長 酒田港もミニボートは夏前からでしょうね。アジ釣り、キス釣りから始まって、あとは、ちょっと先の通称ドロセバあたりまで、今度はヒラメ釣りの人たちがミニボートで出ますからね。だいたい酒田だとその辺がミニボートの目撃するエリアなのですからね。私も他の地区のことがよくわからないので。その時期に間に合うように、注意喚起の掲示物の掲示内容、掲示場所、掲示数それをちょっと検討することが必要なのだと思いますが、いかがでしょうか、皆さん。鈴木委員いかがですか。

鈴木委員 注意喚起プラスそれに何らかの拘束力的な文言を付け加えてもらえればいいのではないかなどとは思います。

議長 まあ、損害賠償問題が発生することは間違いないし、実際に私も漁具被害で損害賠償の裁判を起こしたことがありますので、漁業者の代理人として。これは実際にあることですから、そういう賠償問題のことなども含めて掲示物を県の方から用意して検討していただければありがたいなというふうに思います。県の検討は可能ですかね。

斎藤機関長 場所的に漁港区域なものですから、3月中には周知の看板を立てられるようについて、手続きを進めているところでして、とりあえず一度その看板を立てて周知をさせてもらって、その後どのような状況になるかによって、また再度、枚数増やすのか、立てる場所を変えるのか、文面を変えるのか等々検討させてもらって、とりあえず3月中には立てられるように持っていきたいと。

議長 はい、わかりました。鈴木委員、今の県の方の話でしたけど、いかがでしょうか。

鈴木委員 はい、わかりました、お願いします。

議長 まずやってみて、効果を見て、まだ効果が不足のようであれば、そこでまた新たな対策を考えたいというふうにしたいと思いますので、それはそれで終わりましたけど。議事そのものは委員会指示を出してよろしいかという話なのですが、委員会指示の内容については、この内容でさらに1年間必要だということについては、皆さん御異議ないでしょうか。

一同 (異議なし)

議長 よろしいですね。

一同 はい。

議長 では、3号議案については、このような指示をまた出すということにしたいと思います。

議長 予定の審議事項3つ終わりまして、次、その他ですが、まず委員の皆様からその他ということで何か御報告や提案がありましたらお願ひします。

一同 (特になし)

議長 よろしいですか。事務局の方から何かありますか。

事務局 次回の海区委員会ですけれども、3月8日の開催を予定しております。正式な通知はこれから出しますけれども、3月8日ということで御予定していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、次回の海区は3月8日の午後1時半からということになっておりますので、まだ予定ですけれども、皆さんの方で日程確保していただければと思います。他に特にありませんか。ないようでしたら、県の方で、先ほどの小型定置の上の危険行為についての周知徹底の方法について、よろしく御検討お願ひいたします。本日の委員会はこれにて終了したいと思います。次回できたらこういう格好じゃなくやりたいと思うのですが、どうなりますか、次回もきついかなという感じもしますが、また次回皆さんご参集の方よろしくお願ひいたします。今日はありがとうございました。

上記のとおり第411回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和4年2月10日

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄



委員 鈴木 重作



委員 佐藤 一道

